

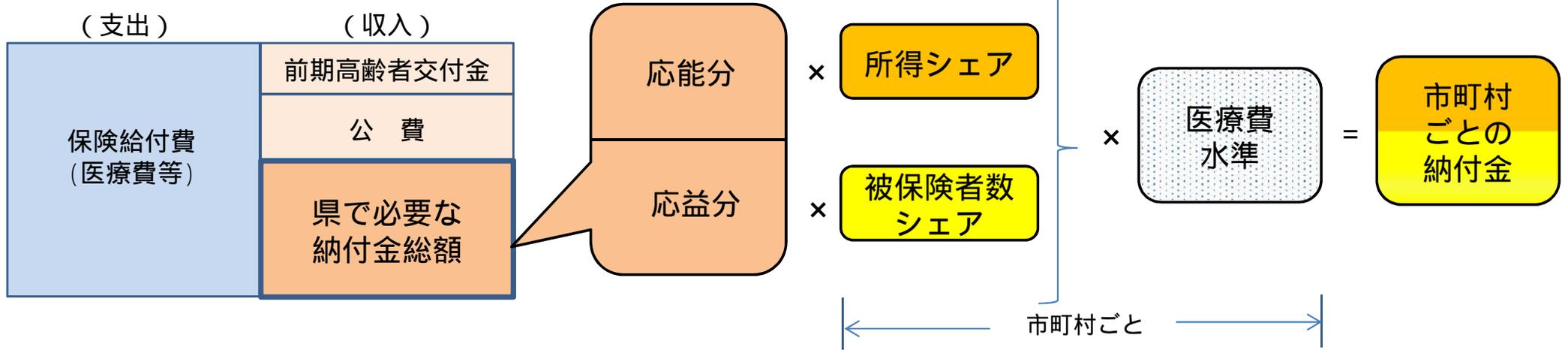
納付金算定のイメージ

資料3 参考資料

市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

< 埼玉県全体 >

算定式イメージ



例

応能分と応益分を「県所得水準() : 1」に按分する。

応能分を所得シェア、応益分を被保険者数シェアで按分する。

医療費水準を反映し、市町村ごとの納付金を算定する。

県所得水準 = 1.2
()

所得水準が全国平均である場合、県所得水準は1となる。

